

2019年度

木材加工用機械作業主任者の技能講習会

開催ご案内

三重労働局長登録教習機関・登録番号第1-1号
登録有効期間満了日 2024年3月30日

林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部

木材加工用機械による災害を防止するためには、機械や安全装置についての異常の有無を常にチェックすること、正しい作業方法を徹底すること、手工具、治具などの正しい使用状況を確認することなどが望まれます。

これらの業務についての第一線での責任者をきちんと定め、その人の指揮の下に業務の完全遂行をはかる体制として、次の一定の規模以上の所では、木材加工用機械作業主任者を選任することが定められています。(労働安全衛生法第14条、同施行令第6条6号)

※選任の対象となる機械：丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーター

※選任を要する機械台数：5台以上（自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合は3台以上）

木材加工用機械作業主任者は、技能講習を修了した者でなければ選任できません。林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部は、登録教習機関として、下記によって、技能講習を行っていますので受講希望者は申し込んで下さい。

<開催日時及び開催場所>

第1日目 2019年10月31日(木) 9:00~18:20

第2日目 2019年11月1日(金) 9:00~18:20

(10分前にはご来場下さい)

津市島崎町143-6

サン・ワーク津 TEL 059(227)3157

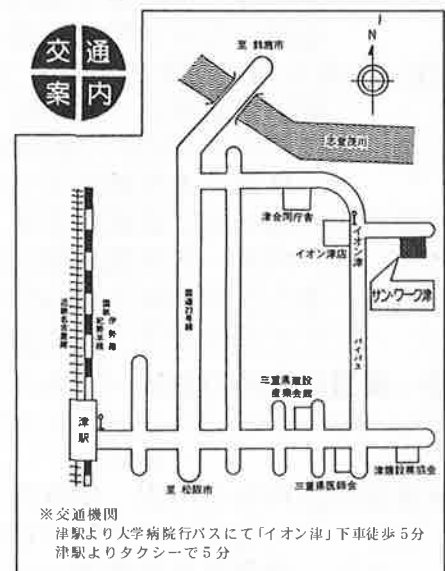
国道23号線バイパス通り「イオン津店」東へ300メートル

<木材加工用機械作業主任者技能講習実施要領>

◎ 受講資格

- (1) 木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者
- (2) その他厚生労働大臣が定める者（職業訓練法に定める各種木材加工関係科の訓練修了者）は当該訓練を修了した後2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有する者

◎ 受講人員 80名（申込順に受付ます）



◎ 講習科目の範囲及び時間

	講 習 科 目	範 囲	講習時間
第 一 日	(イ) 木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	木材加工用機械、安全装置、搬送機械装置及び自動送材装置の種類、構造及び機能	6 時間
	(ロ) 木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	木材加工用機械、安全装置等の保守点検作業環境の整備	2 時間
第 二 日	(ハ) 木材加工用機械作業の方法に関する知識	治具及び手工具の種類及びその活用方法安全作業一般 作業標準	5 時間
	(ニ) 関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則中の関係条項	2 時間
	修 了 試 験		1 時間

◎ 修了試験 学科試験

◎ 受講科目の一部免除

- (1) 職業訓練法による木材加工関係業種についての所定の資格又は訓練を終了した者（職業訓練法第28条第1項に規程する職業訓練法規則別表第11の免許職種の欄に掲げる製材機械科、建築科、木工科、木型科又は合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者） (イ)、(ロ)、(ハ) 講習科目を免除
- (2) 製材安全士の資格を有する者 (イ) の講習科目を免除

<受 講 申 込>

- (1) 受講希望者は次頁の申込書に受講料等を添えて、講習開催日1週間前までに、現金書留で郵送、又は直接持参して下さい。
或いは、申込書を郵送して、受講料等は振込でも結構です。
受付した方には、受講票を交付します。

[注] 欠席の場合（申込期日までに当支部へ取消しの連絡のない場合）

既納受講料は一切お返しいたしません。

申込先 〒514-0003 津市桜橋一丁目104 ☎ 059(225)9014
林業・木材製造業労働災害防止協会 三重県支部 FAX 059(226)0679
振込先 百五銀行津駅前支店（普）114996
林業・木材製造業労働災害防止協会 三重県支部

- (2) 本人写真（縦2.8cm×横2.2cm正面脱帽）2枚添付。（写真は修了証用です。サイズをお守りください。なお写真の裏には必ず名前を記入のこと。）

◎ 講習受講料の額等（1名につき）

- ・会 員 10,800円
- ・非会員 12,960円

※講習受講料等の内訳：受講料10,800円（消費税込み）テキスト代2,160円（消費税込み）
但し、林災防三重県支部会員は、上記テキスト代2,160円を三重県支部より助成します。
また、講習科目免除者の受講料は、3科目免除者は7,560円、1科目免除者は8,640円となります。（それぞれ消費税込み）

◎ テキスト

○技能講習用テキスト「木材加工用機械作業の安全」
（林業労働災害防止協会発行）

1冊 2,160円

<注> 作業主任者は、休憩などで現場を離れるときは、必ず交代者を要するため、1事業場当たり2名以上の有資格取得者を配置されるようご留意下さい。

年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部長

事業所名

所在地名

代表者名

印

木材加工用機械作業主任者技能講習受講申込書

下記のとおり申し込みます。

記

※

※

受験番号		合	修了証番号
号		否	号
(ふりがな) 氏名			
生年月日			
現住所	〒		
住所 勤務先 名称	〒	TEL	FAX
受講資格	1 木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者。 (1又は2のいずれかに○印を付けて下さい。) 2 厚生労働大臣が定める者。(修了証の写しを添付すること。)		
講習の一部免除 を希望する範囲	(修了証等その資格を有する書面の写しを添付すること。)		
経験年数の 証明	年 月 から 年 月 までの間 (年 ヶ月間) 木材加工用 機械作業に従事した事を証明します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 事業所名 代表者名 印		
会員の有無	会員 非会員 (いずれかに必ず○印を付けて下さい。)		

《個人情報について》ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

<注1>※の欄は記入しないで下さい。

<注2>経験年数の証明は必ずお願いします。